日本沿岸域鯨類調査事業（新規）

１．趣　旨

（１）我が国は、ＩＷＣ（国際捕鯨委員会）が１９８２年に採択した商業捕鯨一時停止（モラトリアム）の決定を受け、商業捕鯨は１９８７年度に中断したが、「鯨類は重要な食料資源であり、科学的根拠に基づき持続的に利用されるべきである」、「食習慣・食文化については相互に尊重する精神が重要である」という基本認識に基づき、ＩＷＣにおいて科学データを提供し精力的な交渉を行い、商業捕鯨の再開を目指しているところである。

（２）特に、我が国が実施している鯨類資源調査（目視・捕獲）により得られた成果を提供することにより、科学的議論の展開に大いに役立っているところであり、他国科学者からも高い評価を得ているところである。

（３）近年、ＩＷＣでは、反捕鯨と持続的利用支持の国数が拮抗し、殆どの提案が決定されないといった機能不全に陥っていることから、２００７年から正常化の議論が行われているが、ミンククジラを捕獲する我が国沿岸小型捕鯨が重要案件の一つとなっている。

（４）我が国は、北西太平洋において、平成６年度から鯨類捕獲調査を行っており、我が国沿岸水域に来遊するものも含め、ミンククジラを対象としている。しかしながら、我が国沿岸小型捕鯨業の商業捕鯨再開に向けて、沿岸水域におけるミンククジラを対象とした調査の充実を図ることが重要である。

（５）このため、我が国沿岸域におけるＩＷＣ管理対象鯨種の資源調査に係る経費に対して助成する。

２．事業内容

鯨類の補食が漁業資源に与える影響等を把握するため、我が国沿岸域（２地区）で実施している調査に対し必要な経費を助成する。

３．事業実施主体

民間団体

４．事業実施期間

平成２２年度～平成２４年度

５．平成２２年度予算額（前年度予算額）

２６５，０００千円（　　０千円）

６．補助率　１／２・定額

７．担当課

水産庁遠洋課　　０３－３５０２－２４４３（直）